

神道系「三条教則」衍義書考

—明治五・六年における神官教導職の衍義書を中心に—

戸 浪 裕 之

一 はじめに

明治五年（一八七二）四月二十八日、教導職に「三条教則」（「三条の教憲」「教則三条」とも）が交付された。この「三条教則」とは、①「敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事」、②「天理人道ヲ明ニスヘキ事」、③「皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」の三箇条より構成された綱領⁽¹⁾で、教部省の推進する国民教化運動（大教宣布運動）の「規準」となるものであった。換言すれば、「近代国家初の国民生活に関する倫理的ガイドライン」と言えるものであるが、条文がやや抽象的であったことから、その内容をめぐって、教導職の講義や説教を通して解説がなされたのみならず、多数の衍義書（解説書）が著わされたことはよく知られているだろう。その著作者はさまざまで、神官・僧侶はもちろんのこと、当時は神道教導職のなかに組み込まれていた柴田

遊翁ら石門心学者や、有名などころでは、仮名垣魯文のような戯作者も含まれていた。このような衍義書は、現在確認されているものだけでも、優に百点を越えており、「三条教則」の内容を、国民に分かりやすく示すために著わされたものもあるが、教導職の説教における一種の「種本」として著わされたものも多くある。同じ「三条教則」の衍義書と言っても、その書かれた目的によつてやや性格を異にしている場合もあるわけである。⁽⁴⁾

これまで「三条教則」衍義書に関する研究には、平田俊春・大林正昭・藤井健志の各氏による研究⁽⁵⁾があるが、とりわけ注目されるのが、河野省三・三宅守常両氏による一連の研究であろう。国民道德研究と関連させつつ、神道教化史研究の立場から大教宣布運動の研究を進めた河野省三は、その膨大な蔵書を背景に「三条教則」⁽⁶⁾衍義書をはじめとする大教宣布関係文献の調査を長年にわたって進めてきた。⁽⁷⁾

とりわけ「明治初年の教化運動」(『國學院大學紀要』一、昭和七年)で提示した「三条教則」衍義書の目録(「十一兼題」や「十七兼題」など関係文献も含む)は、その数四十点に及ぶもの⁽⁸⁾で、これが辻善之助『明治仏教史の問題』(立文書院、昭和二十四年)や、豊田武『日本宗教制度史の研究』(第一書房、昭和四十八年訂正版)などに引用されたことによつて、「三条教則」の衍義書を研究する上では、第一に参照されるべき古典的研究となっている。

また三宅守常氏は、従来の近代日本仏教史研究において、「三条教則」⁽⁹⁾が、その神道的要素の押しつけゆえに否定的に評価されることが多かったことに強い疑念を呈し、仏教系の「三条教則」衍義書の分析を進めるなかで、「宗意中心の仏教的解释による解説は許されず、神道的解釈に依らざるを得なかったため、三条教則は仏教にとって一種の踏絵であり悪の権化であつた、という見方が必ずしも正鵠を得たものではない」と指摘し、仏教系の「三条教則」衍義書でも、①「受容」型、②「批判」型、③「区別」型、④「会通」型の四つに類型化ができ、「同じ仏教側からあつても決して一枚岩ではなかつた」ことを明らかにした⁽¹⁰⁾。また教義的側面から見るとは、「三条教則」の布達によつて、仏教が神道に対して批判できる状況を整えることができ、また神道側にとっては、その批判への防禦が弱かつた

ことを指摘している。さらに神観の相違という観点から、「三条教則」衍義書全体を見るならば、それはA群「天神造化説」、B群「非天神造化説」、C群「その他」の三つに分類できるとしている⁽¹¹⁾。

このように「三条教則」の衍義書に関する研究は、仏教者のものを中心に研究が進められてきたと言つてよく、反対に神道者のものを正面から考察した研究となると、私の知るかぎり、大林正昭・藤田大誠・武田幸也の各氏のほかは、あまり見られないように思われる⁽¹²⁾。もともと教導職に任命された個々人(神道者・国学者、また僧侶・芸能者など)の人物像やその思想に関しても、これまでさほど研究の蓄積があつたわけではなく、とりわけ神道者・国学者の方面について、藤田大誠氏が指摘するように、「大教宣布運動」の全体像を構築するために不可欠な一つ一つの要素である、運動の担い手となつた宣教使官員並びに教導職に任命された個々の神道家・国学者の人物像や実際の神道思想・神学等の「教義」がいかなるものであつたのかについては、その史料の検討や研究視角も含め、まだまだ開拓すべき部分が多い」(『國學院大學の學術資産としての大教宣布関係資料の一面―常世長胤関係資料の解説と『宗源教大意』の翻刻―』國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道―國學院大學の學術資産を中心に―』弘文堂、平成二十二年、二六六

頁)の現状であった。

また私自身も、教導職が国民教化の理念として、どのような神道観を表明していたのかに関心をもち、田中頼庸・田中知邦の衍義書を取りあげたほか、やや関心の方向が異なるが、島地黙雷の衍義書を対象に考察を進めてきた。⁽¹³⁾そこで本稿では、明治前期における教導職の神道論を考察する一環として、これまで私が進めてきた神道系「三条教則」衍義書の研究を基礎にして、神道系「三条教則」衍義書の特色を考察することで、どのような類型化が可能であるのかについて考えてみたい。本稿では、神道教導職の中核的存在であった神官教導職の衍義書を対象にし、事例的に、最初期に現われた国井清廉・田中頼庸・田中知邦・岡本経春の四人による衍義書を取りあげて、以上の課題に迫っていくことにする。

二 国井清廉『神教三条大意』(明治五年九月)

「三条教則」が交付されて以降、真つ先にその衍義書を出したのは仏教者であった。例えば、浄土宗の『布教綱要』が明治五年五月の段階で出されている。また同年冬ごろには、大教院教典局において『諸宗説教要義』が編集され、「三条教則」に対する各宗派の「公式見解」のようなものも刊行された。そうしたなかにあつて、国井清廉の

『神教三条大意』は、神道者による衍義書としては比較的早い時期に出されたものである。著者の国井清廉(一八三九—一九一九)は、美濃国加納藩士国井清鏡の子に生まれ、のちに平田鏡胤の門に入り、明治維新後は国幣中社南宮神社権宮司・宮司を歴任した人物で、⁽¹⁵⁾一応、神官教導職の一人と見なしてよいであろう。その清廉の著わした『神教三条大意』は現在、写本のかたちで残されているが、その序文に「三条ノ旨ニ乖戾セシコトモナクシハ、同志ノ者ニ示シ、万分ノ一助トナサマク欲ス」(資料集上巻・三四頁)と見えることから、教導職に向けて書かれたものであることがわかる。

まず第一条「敬神愛国」の解釈において、まず「顕幽トモニ神ノ恩恵ニ洩レサルコトヲ、タシカニ識得テ、ソノ神恩ニ報シ奉ラントノ心ヲ立ル、是敬神ノ大本ト云ナリ」(同上・三五頁)と述べ、神々を奉斎してその恩恵に報ずべきことを説く。清廉のいう「敬神」はこれを前提とする。『神教三条大意』における「敬神」解釈の特色は、神々の恩恵に報ずることは「神理ヲ了知」することであるとし、それは「天地ノ初発并ニ諸神ノ事実」(同上)であることとして、天地初発と神々の事実を説明している点にあらう。『神教三条大意』は、この点に「敬神」解釈の主力が注がれている。ここで清廉の重視している神々は、①造化三神、

②天照大神、③大国主神、④産土神、⑤皇孫（邇々杵命）である。

まず天地初発の事実について、清廉は「天神造化説」⁽¹⁷⁾に基づき、造化三神の事実を述べている。彼は造化三神を「天地鎔造ノ初発、諸神ノ生成、蒼生ノ基源」（同上）と位置づける。ついで「後二三神ハ天地ノ主宰ヲ天照大神ニ任シ玉ヒテ幽明ノ大本ヲ主リ、長ク天上ニ隠リマシ天照大神ハ、又此地ノ幽冥ノ政ハ大国主神ニ任シ、顕明ノ政ハ皇孫邇々杵命ニ任シ玉ヒ、其二源ヲ主リ給フ」（同上・三六頁）と、神代における「顕幽の分界」について説明する。造化三神は「天地ノ主宰」を天照大神に委任して「幽明ノ大本」を主宰し、天照大神は、このうち地の「幽冥ノ政」を大国主神に、「顕明ノ政」を邇々杵命にそれぞれ委任し、その「源」を主宰しているというのである。それから清廉は、天ニ日（神ノ居処）・地（人ノ居処）・幽界（靈魂ノ居処）の三つの世界があることを説明する。

このうち天ニ日の説明は、そのまま天照大神の事実を説明することに繋がっている。清廉は、まずこの世界は「天照大神ノ君臨シ玉フ国ニシテ、高天原ト云」（同上）と規定した上で、「万物ノ化育ハ日輪発越ノ焰氣ヨリ出ルモノ」（同上）であり、その功業はそのまま天照大神の功業となる。「夫日輪ハ炎熱ノ大元、造化賛成ノ基本」（同上）と述べて、

言わば「生命力の根源」としての天照大神の神徳を發揚するのである。

次に清廉は幽界の説明を行なう。この幽界は大国主神の主宰するところであるが、さらに大国主神は全国各地を治める神々を配して、「幽冥ノ政」を委任していると説く。その神々こそ「一ノ宮又産土神」にはかならない。この「幽冥ノ政」とは何かと言え、其政ハ其地ノ災害ヲ攘ヒ、五穀ヲ始、人間有用ノ動植物ヲ繁茂セシメ、惡ヲ陰ニ為ス者ハ或ハ顯世ニ罰シ、或ハ幽界ニ歸シテ後、罰ヲ下シ玉ヒ、或ハ幽冥ニ歸シテ後、賞シ給フ」（同上）ことを掌っている。これは平田国学の「産須那社」信仰論に基づいた見解であると言えよう。同時に、平田国学に特有の「神賞神罰論」も見えている。

地を統轄する皇孫邇々杵命の場合、「天壤無窮の神勅」によつて「顯世ノ政ヲ主」っている存在であるが、藤氏専権や武家政権の台頭によつて「時ニ消長」があったものの、今般の明治維新は「天照大神ノ神勅ノマニク、人民愛撫ノ大政ヲ行ヒ玉フ基本、第一ニ立サセラレシコト」であり、「仰キ尊ムヘキノ至ナラスヤ」（同上・三七頁）として明治維新を讚美している。

このように清廉は「天地ノ初発并ニ諸神ノ事実」を逐一説明し、神々の恩徳に報いていくことを説くのであるが、

これを知るためには、外教（儒教・仏教）を廃して「神理」を追究しなければならないことを強調する。その「神理」とは何か。「諸神ノ功德、国ノ為、人ノ為ナラサルコトナシ」（同上・三八頁）ということにはかならない。したがって神々の恩徳を蒙る者は、「其恩ニ対ヘマツリ、神ノ功德ヲ助ケマツ（ラ）」ント、同ク国ノ為、人ノ為、心ヲ尽シ、皇道ヲ恢張セント勉励」（同上）しなければならないのである。

ついで清廉は「皇道ヲ恢張センノ道」を説明するのだが、これがそのまま彼の「愛国」論に繋がっていく。「皇道ヲ恢張センノ道」とは、「天皇ノ大御心ヲ心トシテ国家ノ益ヲ興シ、国用ヲ足シ、自ハ素ヨリ他ノ智識ヲモ開ント力ヲ尽シテ、怠ラサル」（同上）ことをいう。このことが、そのまま「神明億兆ヲ愛撫シ給フ恩」（同上）に少しでも報いることに繋がり、これが「神ヲ敬スルノ真心ニシテ、必竟愛国ノ大ナルモノ」（同上）であると説いている。ここでは、「敬神」と「愛国」が別のものではなく、一体のものとして捉えられていることが理解できよう。また清廉はより具体的に、産霊神によつて与えられた物産を流通せしめること、草木を「植生シ、之ヲ採取シテ人世ノ用ニ供」して「天寵ニ対ヘ奉ル」こと、天皇は天照大神の神勅に基づき、人民を愛撫していることを説き、「国ハ人民ノ集リ

シ上ノ名ニシテ、一人ヨリ起ル居所ナレハ、各身ヲ愛シテ神理ヲ踏メハ、則一家ヨリシテ一国ニ及ヒ、全国風俗淳美物産蕃殖シ、人々安楽ニ至レルモノナレハ、国ヲ愛セントスルモノハ、前条ノ神理ヲ踏違ヘサルニ有ルコトヲ深く会得スヘキ」（同上・三九頁）ことが重要であると説いている。このような「愛国」論は、どのように見ることができだろうか。

平田俊春氏は、明治維新期における「愛国心」の形成について詳細な研究を行なうなかで、教導職の「愛国」論の考察も行ない、敬神と愛国を結びつけて説く解説が最も広く行なわれたとし、①「愛国が天皇の道であるとするもの」、②「愛国は神国の道であるとするもの」の二類型に分類できるとした。⁽¹⁹⁾ また羽賀祥二氏は、明治前期の「敬神愛国」思想を検討するなかで、当時の教化本における「敬神愛国」の解釈には、①「神話的愛国論」と、②「富国強兵的愛国論」の二つの傾向があったとしている。⁽²⁰⁾ まず平田氏の見解を踏まえてみるならば、清廉は「敬神」と「愛国」が一体のものとして捉え、「天皇ノ大御心ヲ心トシテ国家ノ益ヲ興シ、国用ヲ足シ、自ハ素ヨリ他ノ智識ヲモ開ント力ヲ尽シテ、怠ラサル」ことが「愛国」であると説いているように、それは「愛国が天皇の道であるとするもの」というカテゴリーに入れることができるように思われ

る。また羽賀氏の見解を踏まえてみるならば、清廉は物産の流通、草木の植生・採取、天皇の大御心を説いているところを見ると、それは「恩への報謝に愛国の本質をみる敬神愛国思想（神話的愛国論）」（『明治維新と宗教』二九四頁）のカテゴリに属すと言えよう。

第二条「天理人道」の解釈では、まず「天理則神理」（同上）と述べ、第一条で述べた神理を知ることが、「天理ヲ明ニスル」ことに繋がると論じている。また「我魂ハ三神ノ賦与シ給ヒシ」（同上）ものであるから、「其魂ノ神ノ御心ニ反」（同上）しないことが重要であるとし、また「五倫ノ道ハ、已ニ神ヨリ賦与シ玉ヒテ、人々違フルモノニ非ル理ナリ」（同上）と述べ、儒教的徳目である五倫の道を遵守すべきことを論ずる。⁽²¹⁾この五倫が「人道」に当たる。それが「神ヨリ賦与」されたものとしているのは注意を要するであろう。清廉にとっては、この「天理人道」も、結局は「敬神ヨリ立ツ」（同上・四〇頁）ものであった。また彼は五倫のなかでも、特に「君臣」と「父子」を重視している。それは「父子ノ道、立スシテ一家齊フコトナク、君臣ノ道乱テ天下治ルコトナシ。能々心ヲヒソメテ此理ヲ忘ル可ラサルナリ」（同上）と述べている点に明らかであろう。

第三条「皇上奉戴・朝旨遵守」の解釈では、「皇上奉戴」のほうに主力が注がれている。天照大神が皇孫邇々杵命に

国土の統治を委任したのは「億兆愛撫」のためであり、皇国の億兆は「君上ニ保護ヲ受」（同上）けている。これは「皆神恩ノ深キ所」（同上）であり、天皇の「大政ニ一事一言トシテ億兆ノ為」（同上・四二頁）でないものはないのであるから、「此意ヲ人々体認スヘキ」（同上）であると論じている。

以上が『神教三条大意』の内容であるが、清廉の結論は以下のようなものである。「右三条ノ大意、云ヒモチ行ケハ、敬神ノ条下ニテ愛国、天理人道、皇（上）奉戴、朝旨遵奉ノ道皆備レリト云ヘリ。然レハ敬神ハ綱ニシテ、他ハ目ナリト云ヒテ可ナリ」（同上）と。ここに見られるように、『神教三条大意』は、「敬神」の綱目に、「愛国」「天理人道」「皇上奉戴・朝旨遵守」のすべてが備わっていると見なす点に、その最大の特徴を見出すことができよう。

三 田中知邦 『示蒙教導三条略弁』（明治六年一月）

「三条教則」の衍義書は、神仏両方とも明治六年に入ってから多くなる。そのなかでも田中知邦（一八四五—一九一八）の『示蒙教導三条略弁』は、神道系では比較的早い時期に出されたものである。知邦は、近江国栗太郡辻村（現滋賀県栗東市）の郷土に生まれ、慶応四年（一八六八）九月三日、同じ近江出身の国学者西川吉輔の紹介で気吹舎に入

門。維新後は神祇官史生・宣教権少主典・教部省十一等出仕・同権中録を経て、敢国神社権宮司兼中講義・大原野神社権宮司・日吉神社少宮司兼大講義を歴任した。明治九年（二八七六）八月以降は行政面で活躍し、滋賀県敦賀郡長・同甲賀郡長・滋賀県属・島根県野義郡長・島根県参事官・島根県鹿足郡長などを歴任した。知邦が刊行した『示蒙教導三条略弁』（以下『三条略弁』と略す）は、その末尾によれば、「明治五年の秋」とあって、このころにはすでに脱稿していたものと見られる。またその跋文に「童蒙の需めによりて教導三条の大意を撮録する所なり」（資料集上巻・一一〇頁）とあるように、「三条教則」の内容を子どもに分かりやすく伝えるために著わされたものである。

まず第一条「敬神」の解釈では、「天地人間万物を鍛造化育し給へるの大霊にて、謂ゆる天神地祇」（同上・一〇八頁）というように、「天神造化説」の立場に立ちつつも、造化三神そのものは強調せず、特に崇敬すべき神として、①天照皇大神、②大国主神、③産土神を挙げている点に特徴を見出すことができる。①天照皇大神は、「無上至尊たる天祖」「天上の大主宰」であり、「万古無窮の高天原に座まして六合を照臨し、万のものを化育し給ふ大御神也」（同上）と捉えている。ここでは「皇祖神」として天照皇大神を捉えるというより、むしろ「天上の主宰神」あるい

は「太陽神」として、天照皇大神として捉えていると言えよう。②大国主神と③産土神の場合は、国井清廉と同様に、「産須那社」信仰論に基づいて、「大国主神は地球中の幽事を総括したまふの大神なり。又産土神は各その土地を分掌し、殊に其氏子を愛護し給ふの大神也。然れば大国主神産土神をも誠敬奉事せずむばあるべからず」（同上）と述べている。

このように述べてきた上で、知邦は「敬神」に関して次のように結論する。「神祇の徳実^①に洪大無辺、億兆みな此恩頼を蒙ること、山嶽よりたかく滄海よりふかし。敬せずむばあるべからず。其恩に報せずむばあるべからず。夫敬神の要は各固有の誠真を以て崇奉敬事し、神の大御心を心として其職に従事するの外なかるべし」（同上）と。要するに、知邦とつて「敬神」とは、神祇の恩徳に「各固有の誠真を以て崇奉敬事し神の大御心を心として」、自らの職分に従事することだとすることにあった。これは、「神恩神徳論」に基づく「敬神」論であると言えよう。

ついで「愛国」の解釈を見てみると、「愛国」を「自国を重愛するの義也」（同上）とし、その理由を「内外の万邦悉く天神天祖の造化にあらざるなく、其人民も皆天神天祖の愛育に洩るゝことなし」（同上）と説明している。言わば「天神造化説」並びに「神恩神徳論」に基づく「愛

「国」論と言えよう。この点から見れば、平田俊春氏のいう「愛国は神国の道であるとするもの」、また羽賀祥二氏のいう「神話的愛国論」のカテゴリーに入れることができようが、知邦の「愛国」論の本領は、次の箇所にも最もよく表われているように思われる。

殊に皇国の人民は天神天祖の極を立て統を垂れ、列皇相承け相継ぎ、億万歳変替なく、実に万邦に比類なき最上の国に生育してあれば、自国を重愛すべきの本を明にして、皇国の皇国たる所以を察し、外国も一地球中の世界なれば猥りに輕憎するの心なく、天神天祖の万邦を造化し玉ひし広大の神意を体認すべし。抑自国を重愛するは国家を富昌にし、兵力を強大にし、以て皇威を万邦に輝張せしむるを要とす（同上、一〇八一—〇九頁）。

ここに見られる「愛国」論は、むしろ羽賀祥二氏のいう、もう一つの「愛国」論である「富国強兵的愛国論」に近いものがある。

第二条「天理人道」の解釈では、「天地造化の神理と人間の間に行ふべき本道とを昭明にするの義」（同上・一〇九頁）と述べ、「天理」と「人道」をそれぞれ解釈していく。まず「天理」は、「造化の神理にして謂ゆる事物の則なり」（中略）凡ての事物に之を具備せざることなし。之を正善

に働さずんばあるべからず」（同上）と述べている。ここで知邦は、「事物の則（法則）」のことであると言い換え、これを正しく善い方向に働かせることが必要であると説いている。次に「人道」では、「人道とは人の行ふべき路にして、君臣親子主従夫婦兄弟長幼朋友の彝倫是なり」（同上）と述べているように、ここでも清廉と同じように、儒教的徳目である五倫が「人の行ふべき路」として示されている。ついで知邦は、「天理」と「人道」とは一体であつて、これらが「道理暗昧なる時は正邪善惡の別」もつかなくなるばかりでなく、「正善を誤りて邪惡に惑溺し、本道を失ふて横路に迷入するの憂慮なきこと能はざるべし」（同上）と述べる。すなわち、「天理」が明らかでなければ、「人道」を正しく行なうことができなくなると説いているのである。

第三条「皇上奉戴・朝旨遵守」の解釈では、知邦は「皇上奉戴」を「皇孫たる天皇を尊崇奉事するの義也」（同上）と定義し、天皇がどのような存在であるのかを、次のように説いている。「それ皇孫天皇は日神天照皇大神の御正胤に座まし、神代の昔皇孫瓊々杵尊御祖の勅を奉じて日向国高千穂の峯に降り、此大日本国を君臨し給ひしより以降当今に至るまで、一百数十代皇統連綿変ることなく、動くことなく、天津日嗣を知食し給ふは最も天神天祖の神慮に出

で、万邦に比類なき所にして、地球上の無上至尊たること著明なり」(同上)と。第一条において、天照皇大神が「天上の大主宰」と捉えられたのに対して、ここでは天皇を「地球上の無上至尊」と、対比させて捉えている。そして天照皇大神は、第一条の場合とはやや異なり、ここでは「皇祖神」としての側面が強く出されていると言えよう。また知邦は、人々が安穩無事に暮らしているのは、「皇恩」によるものであり、それに報謝すべきことを説いている。次に「朝旨遵守」については、「国家を富強にし億兆を安全ならしめ給はんが為に立給へる政令に戻らず、悉皆遵奉堅守せしむるの義也」(同上・一一〇頁)と定義し、遵守の理由を「政令に背戻するものは謂ゆる違勅にして、天神地祇の御心にも悖るべし。然るときは生きては不忠不孝の人となり、悪名を千載に残し、死にては其靈魂直に本に帰ること能はず。神祇の冥罰免かれがたく遁がれ難し。尤も憫然の至りなり」(同上)と述べる。ここで「神賞神罰論」が展開されていることに注目すべきである。それは「朝旨遵守」が「神賞神罰」の対象となっているからであるが、これは知邦において顕著に見られる特色であり、⁽²³⁾『三条略弁』の特色の一つと見てよいであろう。

四 田中頼庸『三条演義』(明治六年四月)

明治六年四月に至って、「三条教則」衍義書中、「白眉」のものとして高い評価を得ることになる衍義書が登場する。田中頼庸(一八三六—一八九七)の『三条演義』である。頼庸は、天保七年(一八三六)五月二十一日、薩摩藩士田中四郎左衛門の長男として、鹿児島城下稲荷町に生まれ、明治初年には藩校造士館の国学局で国学を講じ、明治四年(一八七一)以降、神祇省十等出仕・教部省八等出仕・教部大録を経て伊勢神宮大官司・神宮教初代管長を歴任した人物である。教導職としては、明治六年に権少教正に就任したのを手始めに、同九年(一八七六)十月には、教導職の最高位である大教正に就任した。彼はまた、明治期を代表する国学者の一人であるが、二宮岳南の『田中頼庸先生』(写本・鹿児島県立図書館所蔵)によれば、その「学問は全く之を天稟に発し嘗て師事する所無く独学にして成れるもの」(九丁)であったという。⁽²⁴⁾

この『三条演義』が高い評価を得ていたことは、高木真蔭『三則論題略解』上巻(明治六年七月)、松野真維『三条演義翼』(明治六年八月)のように、『三条演義』を敷衍した内容の衍義書が刊行されていることや、国立国会図書館所蔵『社寺取調類纂』のなかに、「三条演義ヲ敷衍シテ平

易ナル教典ヲ作ル儀」という文書があることから窺うことが出来る。⁽²⁶⁾ また後世において、「一小冊子乍ら此の種の文献（「三条教則」衍義書―引用者註）中最も早出且つ広く読まれた書物で、明治初期の神道思想並びに實際運動の源泉となった価値ある文献」（高市慶雄稿「三条演義・神教要旨略解題」明治文化研究会編『明治文化全集』宗教篇、日本評論社、平成四年復刻版、二頁）と評価されており、とりわけ神官教導職のあいだで、最も標準かつ正統とされた「三条教則」の解釈が窺える点において注目すべき衍義書であると言える。この『三条演義』は、大沢清臣の跋文に見えるごとく、「説教せん人のため」に、「本教の要領」を「手にとる如くあきらけく、まさやけく、説諭」（資料集上巻・一四一頁）したものであり、国井清廉の場合と同様、教導職を対象とした衍義書であると言つてよい。

第一条「敬神愛国」の解釈を見ていこう。まず神祇を「天祖天神を始奉り、総て朝典に列する大小の神祇及土地の産土神氏神等を謂なり」（同上・一三五頁）と定義したの⁽²⁷⁾ち、直ちに「凡そ神を敬し、祭りを慎しむは、国を治るの要道にして、皇祖天神（造化三神―引用者註）の詔を以て天下万世の法と定給へる皇政の大本にして、（中略）爾來歷世の天皇皆其御志を継せ給ひて、神祭を第一とし、国の為民の為に福を祈り災を攘ひ、衣食の道治り、上下各其所を

得て皇猷を恢弘し、天下を平治し給ふ」（同上・一三五―一三六頁）と述べ、「祭政一致」論を展開している。この点に、『三条演義』における「敬神」解釈の特色の一つを見出すことができるだろう。『三条演義』の「祭政一致」論は、次の文章に明瞭である。

皇祖天神の祭祀をば皇政の第一と定られし本原を熟考するに、此世界の最初は皇祖三神無始より天地造化の本祖とし、世界を鍛造し、神聖を化生し、伊弉諾伊弉冉尊に至て夫婦の礼を行ひ、神人を産生し、国土万物を発育し、日月風火金水土衣食住等の神より凡て天地の間に有ゆる事物を悉く分掌る八百万神を生給て、各相制し相助けて、四時行はれ、人民万物生々蕃息して、神化の玄妙なること宇宙の生類皆其恩徳を蒙らざる無し。されば皇上は専ら天下の為に神祇を礼し、感得を得て人民を育し、国家を治め給ふべき天職なり。故に其造化の本祖たる皇祖天神の神慮を以て定給ひし万古不易の大経なれば、実に国を治むるの要道は神祭より大なるは無し（同上・一三六頁）

ここで論じられている「祭政一致」論が、「神恩神徳論」⁽²⁸⁾に基づいて論じられている点に注意したい。それはまず「宇宙の生類皆其恩徳を蒙」っているという点に窺うことができる。そして天皇は「専ら天下の為に神祇を礼し、

感得を得て人民を育し、国家を治め」ているとして、天皇の統治も神々の恩恵によってなされていることを論じているのである。したがってこのような国体は「皇祖天神の神慮を以て定給ひし万古不易の大経」であるゆえに、「国を治むるの要道は神祭より大なるは無し」とする。ここに「皇祖天神」は、まず「天地造化」を行なった存在であるとともに、「祭政一致」の国体を定めた存在としても位置づけられていることが理解できよう。

それでは、「祭政一致」と「敬神」はどのように繋がるのだろうか。『三条演義』は「天神地祇を総祭らせ給ふ所は天皇の天職にして、天下の臣民も神と皇との恩頼を蒙る所なれば、深く此旨を体して、専ら皇祖天神及び産土神を尊敬して、水旱を除き豊熟を禱るべし」（同上）と述べている。天皇の統治は神々の恩恵によってなされているゆえ、天皇の第一の仕事は「天神地祇を総祭」ることにある。また「天下の臣民も神と皇との恩頼を蒙」っているゆえ、「深く此旨を体して、専ら皇祖天神及び産土神を尊敬して、水旱を除き豊熟を禱る」ことが「敬神」となるのである。要するに、まず明治政府が「祭政一致」の原則に則っていること、そして天皇の政治が皇祖天神への「敬神」を基本にしていること⁽²⁹⁾に注意を喚起し、これらが神々の恩徳によってなされているとする「敬神」論であると言えよう。

しかし『三条演義』には、これと密接に関連するもう一つの「敬神」論が論じられている。

『三条演義』は、「神を敬するに、神恩の尊きを知らざれば、真の敬心は起る者に非ず」（同上）として、神々の恩恵にいかんばかりに報いるべきかを論じる。その理由として、人の靈魂が「天神の賦る所」（同上）であるという点を挙げている。それゆえに靈魂は「神界に復命しては無窮に神となる者」であり、「一善も具ずと云こと無し」（同上）。つまり天神によって授けられているため、人の靈魂は神となる資格をもち、本質的に「善」であることが論じられているのである。続いて「神賞神罰論」が展開され、また「顕幽の分界」について論じられるが、後者では、天照大神・皇孫尊（瓊瓊杵尊）・大国主神・産土神のそれぞれの役割が述べられている。それらをまとめると次のようになる。

- ・天照大神＝「宇宙の大主宰にして、万神無上の至尊」
- ・皇孫尊＝「天下の大君」であり「専ら顕世の人道を統治」

- ・大国主神＝「幽世の神事」を総掌

- ・産土神＝大国主神の神慮を受けて「各其職を分掌」し、「人民を蕃息し、化育を續述して、皇朝の大政を幽に助」ける

これまで見てきたように、「神賞神罰論」と「顕幽の分

界」は、このほかの「三条教則」衍義書にも見られるものであり、これらの説明自体にはそれほど特色はない。ここで「神賞神罰論」と「顕幽の分界」が論じられるのは、「凡て天地の間は神明の在ぬ所なく、善悪の行は神明の知ざる所無きのみならず、吾が靈魂は天神の賦りて造化の中に胎息する者なれば、一言一動も隠すこと」(同上)がで
きず、「善悪の賞罰は遅速の差はあれども、禍福の報応は終に免る能はざれば、人は生前より死後に至るまで、神明の賞罰は免れ難き理を能く弁」(同上)えなければならぬことを論じるためである。結局、『三条演義』のいう「敬神」とは何か。それは次の文章に明瞭に表われていると言えよう。

天神の賦る本分を尽して、善を行ひ、徳を積む者は、顕世の中は有徳の人と為り、神界に復命しては有功の神と為りて永世の福を蒙り、上は吾天皇を祝ひ福奉り、下は其子孫をも守り助くべきこと、天神の賦る本分にして、神恩の尊きことはより大なるは無し。人たる者の務め行べき敬神の要道なり(同上・一三七―一三八頁)
要するに、『三条演義』における「敬神」とは、天神から賦与された「本分」を尽して善徳を積むこと。そして、神々の恩恵の尊さに感謝の誠を捧げることであった。

以上が『三条演義』の「敬神」解釈であるが、次に「愛

国」解釈を見てみよう。これについては、二通りの見解がある。平田俊春氏は、明治五年十月に刊行された神道大教正・諸宗大教正の『三条略解』⁽³⁰⁾の立場を率直に受けて、「敬神」と「愛国」を別個に説いているものとして、この『三条演義』を挙げて⁽³¹⁾いる。また武田幸也氏は、先に引用した「天神の賦る本分を尽して、善を行ひ」云々という箇所に見出される「敬神の概念はそのまま愛国の概念とも関連する」と述べた。⁽³²⁾要するに、「敬神」と「愛国」が別個に説かれているのか、はたまた関連して説かれているのかという二通りの見解があるわけである。こうした点に注意しながら、以下に『三条演義』の「愛国」解釈を見ていくことにしたい。

『三条演義』では、まず天神の恩恵によつて人びとが国土で生活できることを述べ、「国を愛し生を厚うする道」(「愛国」)が、国土に住する人びと全体の問題であることに注意を喚起している。そして「夫国の本は人にして、人の本は君なれば、国を愛するは君を愛する所以なり」(同上)というように、天皇を本とした「愛国」が説かれる。そこで「誠に天下の人民は、各吾祖先より職を継ぎ業を承て、神皇の歴世仕来れる開闢以来の臣子なれば、百官士夫より億兆万民に至るまで最能く此理を弁へて、各相生養するの道を尽し、其君父の国を愛して、天地日月と共に一系

の皇統を吾大君と仰ぎ奉るべき」(同上) ことが、『三条演義』のいう「愛国」なのであった。そしてこれが、「天祖天神の定給へる万古不易の国体」(同上) であることが述べられている。

以上のように見てみると、『三条演義』の「愛国」解釈は、まず天神の恩恵に注意が向けられており、天皇を本とした「愛国」が「天祖天神の定給へる万古不易の国体」であることが述べられている。これまで見てきたように、すでに「敬神」解釈のなかに見られるものであった。この点から言うならば、「敬神」と「愛国」は関連していると見るのが適當ではないだろうか。

次に第二条「天理人道」の解釈を見てみよう。「天理とは造化の神理にして、宇宙の万物悉く此理を具へざるは無し」(同上・一三八頁) とし、また「人は万物の靈長なれば、吾に具へたる神賦の理の任に踏行ふ所を指て人道とは謂なり」として、神々より賦与された「理」(「天理」) のとおり実践していくことが「人道」であると述べ、「君臣父子夫婦朋友は人道の最大なるもの」(同上) としている。ここでも清廉・知邦と同じように五倫が挙げられているが、如何なる理由によってか、「兄弟」(長幼の序) が欠けている点を見逃すことはできないだろう。ここに『三条演義』における「人道」解釈の独自性の一つを見出すことができる。

るかもしれない。『三条演義』における「人道」解釈は、「君臣父子夫婦朋友」それぞれに説明を施すことに主力が注がれている。ここでそのひとつひとつを説明することはしないが、これらが「凡て天理の任に踏行ふべき所の要道」(同上・一四〇頁) とされている。

第三条「皇上奉戴・朝旨遵守」の解釈では、まず「皇上とは、天照大神の御正統の大君にして、天下の人民を御治あるべき為に此皇国へ降奉り給ひし所以は前にも言う如く、皇孫尊に『豊葦原水穗国汝将知国也』と詔給へるも、全て国土人民を統治め給ふべき御政の第一として天神の授給へる所なり。朝旨とは、朝廷より出る詔旨にして、即天神の御心を御心として国土を経営し人民を撫育し給ふ所なり」(同上・一四〇—一四一頁) と、「皇上」と「朝旨」を説明することから始める。そして前者では、なにゆえに天皇が日本を統治しているのかを説くことに重点を置いて、「天壤無窮の神勅」により、「国土人民を統治め給ふべき御政の第一」のものとして天神が皇孫尊に授けたからと説明している。また後者では、「朝廷より出る詔旨」のことであるが、それは「天神の御心を御心として国土を経営し人民を撫育」するものであると述べている。ついでこれらを展開して、「天皇の御職は永世不朽に天神の御託を受けて人民を撫育」(同上・一四一頁) することにあり、「今日朝廷より

出る御政令は皆天皇の勅慮にして、天神の御託の任に天下に君臨し人民を撫育」(同上)することだと述べる。そして「時勢の変に随て制度の損益はあれども、天地の大道は終古一理なれば、当時の朝旨を遵守するは、皇上を奉戴する所にして、神明を敬する所なり」(同上)と述べるように、現今の政令を遵守することは、そのまま天皇を奉戴することと繋がり、また神明を敬することにもなると述べている。すなわち、「朝旨遵守」＝「皇上奉戴」＝「敬神」という関係にあることが論じられているのである。

以上、田中頼庸の『三条演義』の内容を見てきたが、『三条演義』は、次のような文章で締め括られている。

神と皇との恩徳は、天地の大名、古今の遠も比すべからざれば、教官たる者は殊に此理を能弁へて、天神地祇の恩徳を述べ、祭政一致の旨を發して、風を易へ、俗を正くするの教法を宣布し、天下士民の智識を開きて、皇統一系の国体を明弁せしむるべきこと、説教の要務なり(同上)。と。

この文章には、教導職が説教するにおいて、何が重要なかが述べられている。それはまず「天神地祇の恩徳」を述べることである。ついで「祭政一致の旨を發して、風を易へ、俗を正くするの教法を宣布」することである。さらに「天下士民の智識を開きて、皇統一系の国体」を国民に

対して明らかにすることである。『三条演義』の目的は、これらの内容を教導職に対して論ずることにあつたと言えよう。

五 岡本経春『三則示蒙』(明治六年七月)

岡本経春(一八一九—一八八〇)は、京都賀茂御祖神社(下鴨神社)大宮司兼権少教正を務めた人物で、賀茂別雷神社(上賀茂神社)祠官岡本経必の三男として生まれ、歌人の山本季鷹に学び、慶応四年十一月十二日、気吹舎に入門した。国学に秀でていたため、静寛院宮(和宮)に国書を講じた経験を持ち、維新後は皇学所講官や、賀茂御祖神社大宮司を務めた。明治前期における京都神道界の第一人者として活躍している。⁽³³⁾ここに取りあげる『三則示蒙』は、彼の代表的著作として知られるもので、その序文によれば、田中知邦の場合と同じように、子どもたちに「三条教則」の大意を解き明かそうという意図で書かれたものである。明治六年七月に東京松物町にて脱稿し、刊行された(奥書に拠る)。またこの『三則示蒙』は、その内容を示す項目が頭註に付されていることが特徴となっている。

経春は、まず「敬神」を次のように説く。「天神地祇ヲ恭敬シテ。其ノ鴻慈大恩ヲ感謝シ奉リ。国家ノ禎祥ハ云モ更ナリ。近クハ現世ノ福祿ヲモ祈禱ミ。殊ニハ身後ヲモ。

依頼シ奉ルノ道ナリ」(資料集上巻・一八八頁)と。つまり、天神地祇を崇敬してその恩恵に感謝するとともに、国家の安寧、現世の幸福、さらには死後の安心を依頼するものであるとする³⁴⁾。これが経春の「敬神」解釈の前提である。経春の「敬神」解釈の特色の一つは、この神々の恩徳を具に説明する点に求めることができる。これを見ていくと、経春がどのような神々を重視しているかが明瞭である。経春が挙げる神々の恩徳とは、①「天神ノ天地ヲ鎔造シ給ヘル恩」、②「此身体ヲ造リ。神魂ヲモ賦与シ給ヘル恩」、③「天照大御神ノ。四海万国ヲ照臨シ給フ恩」、④「豊受毘売神。並ビニ其幸御魂神。万姓ニ衣食住ノ道ヲ授ケ給フ恩」、⑤「幽冥大神ノ。身後ノ事ヲ所知看ス恩」の五点である。要するに、天地初発↓人の誕生↓人の生活↓人の死後の順に説明されているのである。ここでは、経春がどのような神を重視し、それらの神の恩徳をどのように説明しているのかに注目して見ていきたい。

第一点では、まず天御中主大御神が取りあげられている。この神の恩徳は説明することも、諭えることもできないものだが、「万事万物ノ起源ヲ主宰シ給ヒ。其生々ヲ好ミ給フ。御神徳」(同上)であるとする。この恩徳を、高皇産靈神・神皇産靈神が輔翼しているのであるが、「万事万物ノ起源ヲ主宰シ給フハ。宇宙広大ト雖ドモ。事物衆多ト雖

ドモ。唯天御中主大御神一柱ニ帰スル」(同上)という。したがって「天神ノ此天地ヲ造リ給フハ。(中略)モト神人ヲ造リテ。ソレニ安住セシメンガ為ニシテ。神人ヲソレニ安住セシメントスルハ。此道徳ヲ修メテ。各賢哲タラシメンガ為」であり、「万事万物ノ起源ヲ。輔翼賛成ナシ給ヘルモ。畢竟ミナ此修行料」(同上・一八八―一八九頁)であると説明する。この神の恩徳は、きわめて深遠なので、たやすく肉眼で見ることができないが、この大恩に感謝しなければならぬと説く。ここでは「天神造化説」に基づく「神恩神徳論」が説かれている。

第二点では、高皇産靈神と神皇産靈神、そして伊邪那岐命・伊邪那岐命のほか、五元神が取りあげられているが、とりわけ二柱の皇産靈神が重視されている。ここで経春は靈魂論を展開する。「此身体。既ニ皇産靈神ノ造リ給ヘル所ナレバ。其ヲ主宰スル神魂モ、マタ皇産靈神ノ賦与シ給ヘルニ。アラザルコトヲ得ズ。其故ハ。此身体ヲ造リ玉フハ。モト神魂ヲ。寓シ玉ハンガ為ナレバナリ」(同上・一八九頁)とあるように、人の身体は皇産靈神の造るところであり、その魂も皇産靈神が賦与したものであるという認識に立ち、この恩徳に感謝しなければならぬことを説く。ここでは、先の天御中主大御神が「万事万物ノ起源ヲ主宰」している存在であるのに対し、皇産靈神のほうは「神

魂ヲモ賦与」を主宰している存在として捉えられていると言えよう。

第三点では、天照大御神の恩徳が説明されているが、ここで経春は、天照大御神の恩徳を、「太陽神」としてのそれと「皇祖神」としてのそれとに分けて説明している。まず前者のほうでは、天照大御神は高天原にあつて、「四海万国ヲ照臨シテ。万生ヲ含養覆育為給フ御事ナレバ。凡人類タルモノ。タトヒ天神ノ此身体ヲ造リ。此神魂ヲ賦与シ給フトモ。天照大御神ノ大御光ヲ蒙ラザレバ一日片時モ世ニ生活スルコトアタハズ」(同上・一九〇頁)と述べ、「生命力」の根源としての天照大御神の恩徳を説明し、その恩徳に感謝すべきことを述べる。また後者のほうは、もはや説明するまでもなく、「現津御神ト。天下ヲ統御シテ。万姓ヲ綏撫シ給フ。天皇ノ御遠祖」(同上)である点が挙げられている。

第四点では、人びとに衣食住を与えた神々の恩徳が述べられているが、ここでは豊受毘売神が重視されている。まず「穀物ハ云モ更ナリ。牛馬蚕桑ノ類ニ至ルマデ。須佐之男命ニ殺サレ給ヘル。豊受毘売神ノ。御体ヨリ成初タルニテ、畢竟其御体ニ。宝血ヲ濺ギテ。万姓ニ衣食ノ道ヲ授ケ給フ。此恩甚重ナリ。其外何ニマレ。腹内ニ貯メテ。飢ヲ養ヒ。命ヲツナグモノハ。皆此大神ノ御靈ヲ蒙ラ」(同上・

一九一頁)ないものはないと述べて、豊受毘売神の神徳を讃え、また草木は久々能智神と草野比売命の「御靈ニヨリテ。成出。如斯不飢不寒。雨露ニ濡レズ。安然ト世ヲ渡ル」(同上)ことができるとする。これらはすべて「吾ヲシテ。道徳ヲ修メテ。賢哲タラシメンガ為ノ修行料ニ。豊受毘売神」(同上)が授けたところのものであつて、このことを「ヨク／＼黙思シテ」(同上)、その大恩に感謝しなければならぬことを言っている。

第五点にいう「幽冥大神」とは大国主神のことである。まず大国主神は「幽冥事トテ。人ノ目ニ見エヌ。幽界ノ大政ヲ統轄シ。人ノ在世間ノ功罪ヲ審判シ。其神魂ノ黜陟シ給フ」(同上)神であることが述べられている。ここで展開されているのは、神道者のあいだでは、ごく一般的に見られる「神賞神罰論」であり、死後に後悔しないよう、「壮健無事ノ時ニ当ツテ。予メ身後ノ計ヲナサル可カラ」(同上)ざることが強調されるのである。

以上、経春の説く神々の恩徳について見てきたが、例えば、第一点や第四点の説明に見られるように、神々の恩徳を説明しつつ、同時に道徳的なことも述べていることがわかる。したがって、神々の恩恵がいかに尊いものであるのかを、「仔細ニ体認シテ第一彝倫ノ道ヲ尽シ。朝夕恭敬ノ心ヲ忘レズ。天神地祇ノ深仁大沢ヲ感拝シテ」(同上・一九

二頁)、国家の安寧・現世の幸福・死後の安心を「啓勲ニ祈禱」することが、経春のいう「敬神」なのであった。また「敬神」は人間の一大要務・一大急務であるから「報本反始ノ道」(同上・一九三頁)であるとも説明されている。この点からしても、経春のいう「敬神」は、宗教的であるとともに、道徳的な色彩をもつものであったと言えよう。

次に「愛国」の解釈を見ていこう。まず経春は「愛国」の起源が、神々より出ていることを述べたのちに、具体的に「水陸ヲ理メ。山沢ヲ拓キ。農桑ヲ勸メ。旱潦ニ備ヘ。運輸ヲ便ニシ。有無ヲ通ジ。物産ヲ開キ。物貨ヲ饒カニシ。殊ニハ軍律ヲ嚴ニシテ。吾勇武ヲ振起シ。国威ヲ海外四表ニ炫耀シテ。万古不易ノ皇統ヲ維持シ奉リ。此人民ヲシテ。此国土ニ安住セシムル様。都テ国ノ為。人ノ為ニト注意スル」(同上)ことが「愛国」の実であることを述べる。この前提となっている神々の説明では、伊邪那岐命・伊邪那岐命の修理固成、大国主神・少名毘古那神の国土経営が述べられており、この点からすると、平田俊春氏のいう「愛国は神国の道であるとするもの」⁽³⁵⁾とのカテゴリーに属することができよう。しかし「愛国」の実を述べる説明では、富国強兵が取りあげられており、この点では、羽賀祥二氏のいう「富国強兵の愛国論」⁽³⁶⁾であるとも言い得よう。同時に殖産興業なども取りあげられているところを見ると、「殖

産興業的愛国論」とも言い得るであろう。また注目すべきは、経春が「天下所知看ス天皇ニハ。天下所知食ス上ニ就テノ愛国アリ。マタ士農工商ニハ。士農工商ノ上ニ就テノ愛国アリ」(同上)と述べている点であろう。要するに、上一人から下一人に至るまで、等質な「愛国」があるのでなく、天皇には天皇なりの、また国民には国民なりの「愛国」のかたちがあることを述べているのである。

第二条「天理人道」の解釈においては、まず「天理トハ。神理ト云ニ同ク。神理トハ。ナホ神道ト云ンガ如シ」(同上)と述べ、「天理」＝神道と捉えている。それは「世ニ自然ノ道ナク。マタ偶然ノ道ナク。其源ハミナ天御中主大御神ノ。神意ニ漏ル、事ナキ」(同上・一九四頁)ことをい、これが「天理」である。また「人道」は、「人ノ生ヲ此世ニ托セントスル時。天神ノ叮嚀ニ。吾魂ニ命ジ給フ所ノ神律ニシテ。所謂五倫五常ノ道」(同上)をいう。ここでも儒教的徳目の五倫五常が取りあげられているが、これが天神の賦与に基づく点と述べる点は、先に見た国井清廉の場合と同じであると言えよう。経春は、その「人道」の具体的な内容について、「為人者ハ。此神律ヲ受用テ。第一万物生成ノ理ヲ体シ。務テ氣質ノ偏ヲ去リ。悪ヲ祛キ善ニ移リテ。カノ本然ノ良ニ復シ。長上ニハ能仕ヘ。下タル者ヲ慈育ミ。各其職業ヲ勉励シテ。一向ニ自分ノ分ヲ尽」

（同上）することが重要であると述べている。そして「天理ハ。人道ノ因リテ出ル所ニシテ。人道ハ天理ノ人ニ寓スルモノナレバ。其称謂両個ナリト雖ドモ。其实ハ一個ナリ。故天理ヲ明カニセン者ハ。人道モオノヅカラ明カニ」（同上）なる。ここでは「天理」と「人道」は一体のものであることが述べられている。

第三条「皇上奉戴・朝旨遵守」の解釈では、まず第一条の解釈における「皇祖神」としての天照大御神論に基づいて、天皇奉戴論を展開する。天皇を奉戴しなければならぬ理由は、天皇は天照大御神の「御神胤」であり、大御神の「功德ヲ受継ガシ。宇内ニ君臨シテ。億兆ヲ綏撫シ」（同上・一九五頁）ているからにはかならない。したがって天皇に仕えることは、同時に「天照大御神ニ仕奉ル」（同上）ことにもなると述べている。ついで経春は、「朝旨トハ。今日天朝ヨリ出ル所ノ。法令号令ニシテ。即天下ヲ経綸シテ。此人民ヲ保護シ給フ所ノモノナレバ。（中略）遵守セズンバ有ル可ラズ。コレ皇上ヲ奉戴スルノ実ナリ」（同上・一九六頁）と述べる。ここでは、朝旨の遵守が天皇の奉戴に繋がるということが述べられている。

以上が、『三則示蒙』の内容であるが、その最大の特徴は、「敬神ハ三則ノ要枢」（同上・一九六頁）と捉える点にある。三箇条の条目は、すべて「敬神」に帰一するので

ある。したがって『三則示蒙』は、自らも敬神に精進し、人に説いて敬神の念を興させ、「天神ヨリ吾ニ賦畀シ給ヘル。性善ニ悖ラズ。正身修徳テ。国家ノ乂安ハ云ニオヨバズ。現世ノ福祿ヲモ。殊ニハ身後ノ真楽ヲ得ン事ヲ懇禱」（同上）することを説く点に主眼があったと言うことができる。そして敬神に精進せず、徒に現世の幸福・死後の安心を求めようとする態度を、経春は厳に戒めている。これらの言に、『三則示蒙』の「教化」観を窺うことができる。

六 おわりに

以上、国井清廉・田中知邦・田中頼庸・岡本経春の四人の衍義書を取りあげ、そのアプローチの仕方を見ていくことによつて、神道系「三条教則」衍義書の特徴を考察してきた。彼らは神官であるからして、どの衍義書も、第一条「敬神」の解釈に主力を注いでいることは言うまでもない。そして清廉・経春のように、「三条教則」の綱目を「敬神」の一項に帰一させて説くタイプの衍義書が見られた。このようなタイプの衍義書を、今は仮に「三則敬神帰一」型と呼んでおくことにする。知邦や頼庸の衍義書も、清廉や経春ほど明確にはないが、やはりこのタイプの衍義書として捉えることができるのではなからうか。このような

タイプの衍義書には、ほかに西川須賀雄の「三条教則」講義や、安江静『説教目的』（明治七年二月）などにも見るこ
とができるもので、神道系「三条教則」衍義書の一つの典
型を示しているものと考えられる。

また内容を細かく見ていくならば、その使用方は異なる
場合もあるものの、どの衍義書にも共通して見られる特色
として、「天神造化説」「神恩神徳論」「神賞神罰論」「産須
那社」信仰論などが挙げられる。これらは平田国学に淵源
する思想である。このうち「神恩神徳論」が、彼らの「敬
神」論の核となっている。神の恩徳によって生かされてい
ることを国民に周知させることが目的であるが、羽賀祥二
氏は、宇喜多練要の『説教道話』（明治六年十二月・同七年
四月）の分析を通して、「敬神愛国」という教義に対する民
衆の反応は、そこに「福德」＝現世利益を求めていくとい
うものであった」（『明治維新と宗教』二九六頁）ことを指摘
した。このような民衆の心情に訴え、かつ「願望」を取り
込んでいくのに、神官教導職にとって「神恩神徳論」ほど
適したものはなかったであろう。さらに言うならば、その
ような可能性を、平田国学の思想（神学）は持っていたと
いうことである。

本稿では神官教導職、それも明治五・六年における「三
条教則」衍義書を四点取りあげたにすぎない。本稿で提示

した「三則敬神帰一」型という類型も、より多くの衍義書
を精査することによって明らかになっていくであろうし、
これとは異なる類型が出てくることは十分に予想できる。
またこうした考察は、「三条教則」に対して、神道側がど
のように対処したのかを考察することにも繋がっていくで
あろう。本稿はその基礎的研究の一つと位置づけている。

註

（1） 教部省達。以下「三条教則」の条文は、①「敬神愛国」、

②「天理人道」、③「皇上奉戴・朝旨遵守」と略す。

（2） 三宅守常編『三条教則衍義書資料集』下巻（明治聖徳記
念学会、平成十九年）一〇六一頁参照。

（3） これらの多くは、三宅守常編『三条教則衍義書資料集』
全二巻（明治聖徳記念学会、平成十九年）にまとめられ、
その内容を容易に知ることができるようになった。同書
によれば、総数百一点の衍義書が翻刻されている。本稿
ではこの資料集を活用する。以下、本資料集を引用・参
照する場合、「資料集上（下）巻」と略し、その下に頁
数を入れて所在を明らかにした。

（4） 「三条教則」衍義書をはじめとする大教宣布関係文献が、
具体的にどのように用いられたのかは、実際ほとんど分
かっていない。これらは「説教テキスト」として括られ
る場合があるが、実際の説教に用いられた可能性は否定
できないものの、必ずしも説教に用いられたとは言い難
い面もある。例えば、本稿で扱う時期よりも後年のこと

とはなるが、神道事務局の生徒寮において、大教宣布関係文獻は「素読」「教書」のテキストとして用いられている。すなわち、説教というよりは、むしろ教導職の講究に用いられていた可能性も考えられるのである。神道事務局生徒寮については、拙稿「神道事務局の教育機関——生徒寮の制度的側面に関する一考察——」（『神道宗教』二一七掲載予定）参照。また、大教宣布関係文獻の書誌学的研究も、ほとんど行なわれておらず、これらは今後の課題となっている。

(5) 平田俊春「明治維新と愛国心（下）」（『防衛大学校紀要』二〇、昭和四十五年）、大林正昭「教導職の説教における「敬神」の構造」（『広島大学教育学部紀要（第一部）』二八、昭和五十四年）、藤井健志「明治初期における真宗の神道観——島地黙雷と南条神興の場合——」（『東京学芸大学紀要（第二部門・人文科学）』三九、昭和六十三年）。河野省三の旧蔵書は現在、國學院大學校史・學術資産研究センター「河野博士記念室」（以下、河野省三博士記念文庫と略す）に所蔵されている。河野省三博士記念文庫所蔵の「三条教則」衍義書群は、その数七十点を超えるもので、「三条教則」衍義書の一大コレクション」と評価されている。この評価は、國學院大學伝統文化リサーチセンター「國學院の學術資産に見るモノと心」研究プロジェクト・第一回研究フォーラム「皇典講究所・國學院の校史・學術資産研究の問題点」（平成十九年十二月十五日開催）基調講演Ⅰ「三条教則衍義書と河野省三博士記念文庫」における三宅守常氏の発言に拠る。河野省三博士記念文庫所蔵の「三条教則」衍義書は、前掲

『三条教則衍義書資料集』全二巻の主要な部分を構成している。本フォーラムの概要は以下のホームページを参照。http://www.kokugakuin.ac.jp/info/kikou/orc/200421_3g_forum_1.php（文責—藤田大誠・戸浪裕之）。

(7) 河野省三の大教宣布運動研究には、『神祇史要』（法文館書店、大正四年）、『国民道德史論』（森江書店、大正六年）、『明治初年に於ける思想界の側面——大教宣布運動の一考察——』（國學院雑誌「三二一七、大正十五年」）、『明治初年に於ける神道運動の特色』（『國學院雑誌』三三一九、昭和二年）、『神道の研究』（森江書店、昭和五年）、『明治初年に於ける教化運動』（『國學院雑誌』三七一一、昭和六年）、『日本精神発達史』（森江書店、昭和七年）、『明治初年の教化運動』（國學院大學紀要「一、昭和七年」）、『国体觀念の史的研究』（日本電信通信出版部、昭和十八年）などがある。

(8) ちなみにこの目録が最初に出たのは、「明治初年に於ける思想界の側面——大教宣布運動の一考察——」であって、これには二十七点の衍義書の一覧が出ている。次の「明治初年に於ける神道運動の特色」では、補遺として六点の衍義書が追加された。これをさらに増補したのが「明治初年の教化運動」の目録であり、『国体觀念の史的研究』の目録は、これらの最終形態とも言えるべきものである。また河野の最初期の諸論文は、明治文化研究会の大教宣布運動研究に大きく寄与したことも特筆すべきである。河野省三『続・日本人の生活』（國學院大學内宗教研究室、昭和二十八年）六六一—七〇頁参照。

(9) 柏原祐泉『日本仏教史 近代』（吉川弘文館、平成二年）三八頁など。

(10) 三宅守常「仏教系『三条教則』衍義書考」（『大倉山論集』四七、平成十三年）参照。三宅氏の「三条教則」衍義書研究としては、ほかに「三条ノ教則」から「教育勅語」へ―東陽円月の著述を通してその思想的関連をさぐる―（『日本大学教育制度研究所紀要』二二、平成二年）、「三条ノ教則」と明治仏教」（『印度哲学仏教学』七、平成四年）、「三条教則衍義書にみる神道と仏教の対論」（日本仏教学会編『仏教と他教との対話』平楽寺書店、平成九年）、「近代の国民教化と三条教則―『三条教則衍義書資料集』（全二巻）の刊行に寄せて―」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊四五、平成二十年）などがある。

(11) 以上、三宅・前掲「三条ノ教則」と明治仏教」、三宅・前掲【基調講演Ⅰ】「三条教則衍義書と河野省三博士記念文庫」参照。

(12) 大林・前掲「教導職の説教における「敬神」の構造」、藤田大誠「明治初期における教導職の「敬神愛国」観」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』二一、平成二十二年）、武田幸也「田中頼庸の教化思想と神道論」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』四、平成二十二年）。このほか、神道系の「三条教則」衍義書は、羽賀祥二「明治維新と宗教」（筑摩書房、平成九年）第八章「敬神と愛国の思想」、小川原正道「明治初期大教院における民衆教化活動―講堂説教・説教テキストの分析を中心に―」（『明治維新史学会編「明治維新と文化」吉川弘文館、平成十七年）などでも取りあげられ

ている。

(13) 拙稿「田中頼庸の神道観―『三条演義』（河野博士記念室所蔵）を中心に―」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』一、平成二十一年）、「田中知邦の神道観―『示蒙教導三条略弁』を中心に―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』三、平成二十一年）、「島地黙雷の神道論形成―「神」祖先」論の形成過程を中心に―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』二、平成二十年）。

(14) 本稿で基礎にするのは、註(13)に挙げた田中頼庸と田中知邦に関する拙稿であるが、その後の研究の進展によって、多少考えに変化が生じたところもあることを、あらかじめお断りしておく。

(15) 国井清廉の略歴については、資料集下巻・一〇八〇頁の記述を参照した。

(16) 河野省三博士記念文庫所蔵。

(17) この「天神造化説」とは、天地開闢以前に造化三神が出現し、天地・世界・万物を創造したと説くものである。これは本居宣長が「古事記伝」で展開したのを受けて、平田篤胤に継承された思想で、当時の多くの神道者がこの説を採用していた（大久保好伴『説教大意』（明治六年七月）のように、触れないものもある。明確に造化三神が天地開闢以前に出現し、天地を創造したと説いたのは篤胤（『古史伝』巻一など）であるが、教部省はこの説を受けて、「教書編輯条例」の第一条に「古事記神世七代ノ文及ヒ神代紀神聖生其中焉マテノ文ハ天地鎔造万物化物ノ神理ヲ知ルヘキ明文ニシテ皇道本教ノ大基礎

ナレハ一言モ増減スヘカラス」と明記し、これが公的な解釈法となった。徳重浅吉『維新政治宗教史研究』（目黒書店、昭和十年）第十二章「大教宣布運動における天神造化説」、村岡典嗣『明治維新の教化統制と平田神道』（続日本思想史研究）岩波書店、昭和十四年）三四〇—三四一頁など参照。

「産須那社」信仰論は、平田篤胤の高弟である六人部是香の提唱した信仰論である。是香は師篤胤の「幽冥」論をさらに発展させ、「産須那社」信仰に基づく「幽冥」論を構築した。是香の「幽冥」論については、河野省三『神道史の研究』（中央公論社、昭和十九年）、鈴木暎一『国学思想の史的研究』（吉川弘文館、平成十四年）、宮城公子『幕末期の思想と習俗』（ベリカン社、平成十六年）、星野光樹「六人部是香と神事について」（『神道宗教』一九三、平成十六年）など参照。

平田・前掲「明治維新と愛国心（下）」参照。平田氏は、「愛国が天皇の道であるとするもの」の内容を「愛国が神勅を受けて国土を統治される天皇の御心であり、国民はこの天皇の御心を受けて国家を愛すべきであるとするもの」とし、「愛国は神国の道であるとするもの」は、「この国土は外国にくらべて最も住みよい国であるが、これはみな神恩によるものであるから、国民は敬神の道をつくすとともに、この神国を愛護すべきであるというもの」と説明している。

羽賀・前掲『明治維新と宗教』第八章「『敬神』と『愛国』の思想」二九—二九二頁参照。羽賀氏のいう「神話的愛国論」とは、愛国思想を神話・神学との関係で説

明しようとするもの。「富国強兵的愛国論」とは、敬神とは距離を置いて、この時期の政策課題である富国強兵との関係で説明しようとするものである。

このように儒教的徳目である五倫を強調するのは、恐らく『神教要旨』の内容を踏まえてのものであろう。『神教要旨』は「明倫之綱」として、「君臣父子夫婦兄弟朋友五者彝倫也不可不正也」（三三）と述べている。『神教要旨』の引用は、國學院大學図書館所蔵版本に拠る。

田中知邦の略歴は、建白書「人民教導ノ議」に添付された「臣知邦立志略記」（色川大吉・我部政男監修『明治建白書集成』第二巻、筑摩書房、平成二年所収）を柱に、平田篤胤全集刊行会編『新修平田篤胤全集』別巻（名著出版、昭和五十六年）「門人姓名録 五」三九一頁、滋賀県栗太郡役所編『滋賀県栗太郡志』巻参（滋賀県栗太郡役所、大正十五年）を参考にした。

教導職の「敬神」解釈の構造を考察した大林正昭によれば、愛国・尊皇・遵法・職業勉勵などが「神賞神罰」の対象となることを指摘するのは、田中知邦において顕著に見られることであるという。大林・前掲「教導職の説教における『敬神』の構造」参照。

田中頼庸の略歴については、二宮岳南『田中頼庸先生』（写本・鹿児島県立図書館所蔵）、井上順孝稿「田中頼庸」（國學院大學日本文化研究所編『神道事典（縮刷版）』弘文堂、平成十一年）、資料集下巻・一〇九八—一〇九九頁、井上順孝・阪本は九編『日本型政教関係の誕生』（第一書房、昭和六十二年）三七〇頁、井上順孝稿「田中頼庸」（井上順孝編『近代日本の宗教家Ⅱ』新書館、平成九年）

を参照した。

(25)

藤田大誠氏は、東京大学附属総合図書館所蔵「陽春蘆蒐集録」(国学者小中村清矩の資料群)に所収されている「三則演義」「三則略説」を紹介し、これらが「三条演義」の「原型」であることを論じた。藤田氏によれば、「三条演義」の原案が「三則演義」で、それを略したものが「三則略説」であり、「三則演義」の奥書から、それは田中頼庸を含む教部省編輯課官員複数名の作業によって成立したことが窺われるという。また頼庸自身も「三条演義」の序文のなかで「今し新に同学の徒と相議りて、かの三条の規則を本文として此演義を物しつるになむ」(資料集上巻・一三五頁)と述べるように、「三条演義」が複数名の共同作業で成ったことを述べており、首肯できる見解であると言える。藤田・前掲「明治初期における教導職の「敬神愛国」観」参照。さらに言えば、このことが「三条演義」をして、「三条教則」衍義書中の「白眉」との評価を得しめる要因の一つとなったのであろう。なお本稿では、藤田氏の紹介した「三則演義」「三則略説」が未見のため、これら二つの文書を踏まえた考察はできなかった。他日を期したい。また本稿では、複数名の作業で成ったことを踏まえて、主語を田中頼庸ではなく、「三条演義」とする。

(26)

国立国会図書館所蔵「杜寺取調類纂」一五二参照。この文書については、谷川穰「明治前期の教育・教化・仏教」(思文閣出版、平成二十年)四三頁参照。

(27)

誤植等の箇所も見受けられるため、引用にあたっては、架蔵本(明治六年四月大教院蔵板)も参考にした。

(28)

田中頼庸の思想を考える場合、「神恩神徳」は重要なキーワードになるように思われる。教部省から伊勢神宮に転出してのち、頼庸は『神徳論』を著わしている。武田幸也氏の研究によれば、この書は「神徳を説く事により、神霊の実在性を論証することを目指したものである」(武田・前掲「田中頼庸の教化思想と神道論」)。

(29)

大林・前掲「教導職の説教における「敬神」の構造」参照。なお大林氏は、同論文において、「天皇の敬神は政治的行為であり、国民が神を敬することは次元が異なる」と述べ、「天皇が神を敬するように国民も神を敬さなければならぬ」という説明は、論理として成立しないばかりでなく説得力にもとほしいように思われる」として、そのような「敬神」論の限界を指摘している。

(30)

参考までに、『三則略解』の「敬神愛国」解釈を引用しておく。「敬神トハ、天祖天神ヲ始メ、凡ソ朝典二列タル大小ノ神祇及土地ノ氏神等ヲ崇敬スルヲ謂ナリ。愛国トハ、凡ソ人トシテ君父ノ国ヲ愛スルハ天理ノ常ナレバ、各々其職ヲ尽シ報恩ヲ計ルベキヲ謂ナリ。持統紀ニ尊朝愛国トアル是ナリ。此旨ヲ体認シテ教諭スベキナリ」(資料集上巻・四三頁)。

(31)

平田・前掲「明治維新と愛国心(下)」参照。これに対して藤田大誠氏は、『三条演義』の原型である「三則演義」が「明治五年六月段階で書かれていることから、」事實は逆で、未だ教書の編輯に当たつてゐた田中頼庸ら教部省編輯課(同年十一月に教書編纂には携はらない考証課となる)官員の方針が『三條略解』に影響を与へたのであらう」(前掲「明治初期における教導職の「敬神愛

国」観」と述べている。

(32) 武田・前掲「田中頼庸の教化思想と神道論」参照。

(33) 岡本経春の略歴は、森繁夫編『名家伝記資料集成』第四卷（思文閣出版、昭和五十八年）八八一頁、平田篤胤全集刊行会編『新修平田篤胤全集』別巻（名著出版、昭和五十六年）「門人姓名録 五」三九八頁、資料集下巻・一〇九頁を参照した。また國學院大學伝統文化リサーチセンターPD研究員・新木直安氏の御教示を受けた。記して感謝申しあげる。

(34) 岡本は「敬」の意義について、膝を折り、額を額づくような仰々しいものではなく、「傲慢」の心を去り、「一向二和平ノ心虔誠ノ意ヲ以テ、神ニ奉仕スル」（資料集上巻・一八八頁）ことをいうとしている。

平田・前掲「明治維新と愛国心（下）」参照。

(35) 羽賀・前掲『明治維新と宗教』参照。

(36) 西川須賀雄の「三条教則」講義は、『教院講録』に連載されている。「六月十七日開講」（『教院講録』第一号、明治六年六月十七日）、「敬神」（『教院講録』第三十号、明治八年十二月）、「前号ノ続キ」（『教院講録』第三十一号、明治九年三月）、「前号ノ続キ」（『教院講録』第三十二号、明治九年四月）など。本文は資料集下巻・九六六―九六八頁、九七〇―九七九頁参照。また『教院講録』第一号の講義については、小川原・前掲「明治初期大教院における民衆教化活動―講堂説教・説教テキストの分析を中心に―」参照。この講義は、大教院の開講式における西川須賀雄の講義である。また安江静『説教目的』の本文は、資料集上巻・四二―四三〇頁参照。

附記 本稿は、文部科学省オープン・リサーチ・センター「ORC」整備事業「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」を通じての成果の一部である。

（國學院大學研究開発推進機構ポスドク研究員）